

第5期第3回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和4年10月13日（木）10:00～11:30
場所：横浜市青少年育成センター 第二研修室
及び オンライン開催（Zoom）

議事次第

入室（資料確認） 9：45～

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 新委員紹介
- 4 事務局あいさつ
- 5 議事
第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
(1) 事務局説明
(2) 委員から意見聴取
- 6 情報交換
(1) コロナによる青少年の変化とその対応について
(2) 成人年齢引き下げに伴う事業等への影響や新たな取組について
- 7 閉会
・質疑応答
・事務連絡

〔配付資料〕

- ・議事次第
- ・資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・資料3 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- ・資料4 「指標」及び「主な事業・取組」の中間見直し（案）
- ・資料5 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・資料6 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- ・参考資料1 横浜市子ども・子育て支援事業計画点検・評価案（基本施策2）
- ・参考資料2 横浜市子ども・子育て支援事業計画点検・評価案（基本施策3）
- ・座席表

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会

◎: 青少年部会部会長 ○: 青少年部会職務代理者
【敬称略 50音順】

任期: 令和2年11月1日～令和4年10月31日

令和4年5月31日時点

	所属・役職 等		氏名
1	K2インターナショナルグループ		いわもと まみ 岩本 真実
2	特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事長 よこはま若者サポートステーション		くまべ りょうこ 熊部 良子
3	横浜市PTA連絡協議会 副会長		くらね みほ 倉根 美帆
4	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎	つとみ ひろし 津富 宏
5	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
6	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長		はやしだ いくみ 林田 育美
7	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)		ひらもり よしのり 平森 義教
8	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長		へんみ しんいち 辺見 伸一
9	神奈川県弁護士会		やお さとし 矢尾 寛史
10	横浜市民生委員児童委員協議会 理事		やなだ りえこ 梁田 理恵子
11	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)		よこた たかゆき 横田 孝行

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所属・役職	氏名
青少年部長	えんどう ひろこ 遠藤 寛子
青少年育成課長	かじわら あつし 梶原 敦
青少年相談センター所長	おぐり ゆみ 小栗 由美
青少年育成課担当係長	さいとう たけし 斉藤 健
青少年育成課担当係長	こまつ ナツメ 小松 ナツメ
青少年育成課担当係長	いしまる まさや 石丸 雅也
青少年相談センター副所長	はしもと えみこ 橋本 恵美子
青少年相談センター相談支援担当係長	はぎわら としかず 萩原 敏一
企画調整課長	たぐち かなえ 田口 香苗
企画調整課担当係長	いの もと やす 生野 元康

横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する 「量の見込み」及び「確保方策」等の中間見直しについて

1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

横浜市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画期間：令和2～6年度、以下「事業計画」という。）では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めており、計画期間の中間年を目安に見直すこととしています。

今年度は、事業計画の中間年に該当し、各年度の計画を年度末（3月31日）で設定している地域子ども・子育て支援事業について、令和5年度・6年度の2年分の「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行います。

なお、青少年部会では、地域子ども・子育て支援事業の所掌はありません。

2 中間見直しの流れ

令和4年9月～10月	部会において「量の見込み」及び「確保方策」等の審議
11月	総会において「量の見込み」及び「確保方策」等の審議
令和5年3月	「量の見込み・確保方策」（神奈川県との協議を経て）最終確定

3 地域子ども・子育て支援事業以外の中間見直しについて

事業計画は、本市の子ども・子育てに関する総合計画になりますので、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業以外にも、多くの子育て事業が位置付けられています。それら事業についても「指標」や「想定事業量」を設定していますので、今回の中間見直しに合わせて、以下のとおり見直しを行います。各事業の見直しについては、「別紙」のとおりです。

（1）実績値が6年度計画値を既に上回っている場合

実績値が令和6年度の計画値を上回っている要因等を分析したうえで、直近の実績や当該事業にかかるこれまでの点検・評価の結果等を十分に踏まえ、見直しを行います。

ただし、実績値が計画値を上回っていても、当該ウイルスの影響によることが明らかな場合（人数制限による回数増等）には、見直しは行いません。

（2）その他、個別事業に応じた見直し

想定事業量を「5か年の累計」で設定している事業については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度、3年度の実績が大きく減少している場合、想定事業量を下方修正します。その他、制度改正等に対応するための見直しを行います。

（裏面参考あり）

【参考1】地域子ども・子育て支援事業（13事業）

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業
1 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業
2 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業
3 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
4 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会
5 病児保育事業	○病児保育事業
6 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター
7 時間外保育事業	○延長保育事業(夕延長)
8 放課後児童健全育成事業	○放課後キッズクラブ(一部) ○放課後児童クラブ
9 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等
10 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での預かり保育 ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム ○24時間型緊急一時保育 ○休日一時保育

【参考2】保育・教育に関する中間見直しで補正した推計児童数

(単位：人)

		当初計画			補正後			差		
		R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
0 ～ 5 歳	0歳	25,920	25,728	25,569	23,715	22,851	22,024	▲ 2,205	▲ 2,877	▲ 3,545
	1・2歳	54,093	53,479	53,037	53,034	52,417	51,969	▲ 1,059	▲ 1,062	▲ 1,068
	3～5歳	88,057	86,227	84,697	84,939	83,169	81,694	▲ 3,118	▲ 3,058	▲ 3,003
	小計	168,070	165,434	163,303	161,688	158,437	155,687	▲ 6,382	▲ 6,997	▲ 7,616
6～11歳		182,981	181,365	179,673	184,860	183,246	181,503	1,879	1,881	1,830
12～17歳		190,441	189,954	188,772	191,620	191,118	189,959	1,179	1,164	1,187
合計		541,492	536,753	531,748	538,168	532,801	527,149	▲ 3,324	▲ 3,952	▲ 4,599

「指標」及び「主な事業・取組」の中間見直し（案）

（別紙）

資料 4

1 実績値が6年度計画値を既に上回っている場合

< 主な事業・取組 >

施策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R3年度実績 (R4年3月末時点)	中間見直し後の 想定事業量 (R6年度)	中間見直しを行わない理由
				R6年度			
3	青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	988人/年	—	新型コロナウイルスによる影響により、グループ活動等の支援が終結するまでの期間が一時的に長期化したことが、増えた要因と想定されるため見直しは行わない。
3	身近な地域に出向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	620回/年	—	新型コロナウイルスによる影響により、外部に赴いての相談・事業説明を分散（少人数に対して複数回実施）したことが、増えた要因と想定されるため見直しは行わない。
3	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	391回/年	—	新型コロナウイルスによる影響により、視察の人数制限等（少人数で複数回実施）を行ったことが、増えた要因と想定されるため見直しは行わない。

2 その他、個別事業に応じた見直し

< 指標 >

施策	指標	計画策定時 (平成30年度)		R3年度実績 (R4年3月末時点)	中間見直し後の 指標 (R6年度)	中間見直しの考え方
			R6年度			
3	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人（累計）	1,830人（累計）	697人（累計）	1,547人（累計）	新型コロナウイルスの影響により、閉所や利用者数・利用時間の制限があったため、実績を踏まえて見直す。

< 主な事業・取組 >

施策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R3年度実績 (R4年3月末時点)	中間見直し後の 想定事業量 (R6年度)	中間見直しの考え方
				R6年度			
2	青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	39,260人 (5か年)	10,947人 (2か年)	33,173人 (5か年)	新型コロナウイルスの影響を受けた実績を踏まえて見直す。

○横浜市子ども・子育て会議条例

平成25年3月27日

条例第18号

改正 平成26年9月25日条例第59号

平成27年2月25日条例第12号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(平26条例59・平27条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(平26条例59・全改、平27条例12・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者そ

の他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平26条例59・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平27条例12・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

(平27条例12・追加)

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属さ

せられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組
 ○青少年の健全育成のため、感染症予防対策を講じた上で、青少年関係施設の運営や事業を実施し、コロナ禍においても青少年の交流や体験活動の機会を提供しました。

■取組による成果
 ○コロナ禍での制限がありながらも生き生きと自由に遊べる体験活動やインターネットを活用したプログラムを実施するなど多様な体験活動の機会を提供することで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりに取り組みました。
 ○青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）
 ○引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。

【進捗状況の凡例】

A: 計画以上に進んでいる。 B: 計画どおりに進んでいる。
 C: 計画より若干遅れている。 D: 計画より大幅に遅れている。

【有効性の凡例】

A: 市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
 B: 市民生活等を向上させることができた。
 C: 市民生活等を向上させることができたとは言えない。
 D: 市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
2	2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	334,378人/年	C	青少年育成課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課	
2	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	C	7箇所で拠点運営を実施しました。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。 また、通年実施が始まった青葉区の拠点では、中高生世代が地域課題の解決やまちの魅力を上昇するプロジェクトを立ち上げました。地域住民と協力してプログラムを実施することで、多世代との交流を通してコミュニケーション力や協働力が身につく、地域の担い手育成につながる取組みとなっています。	121,202千円	B	事業者は「新型コロナウイルスにより、利用者が減ることもあったが、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。」「地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。その一方で、拠点から遠くに住む青少年も参加しやすい体験機会の提供が課題として挙げられた。 利用する青少年からは「プログラムに参加して達成感がある」、「安心できる場所」、「色々な年齢層との話し合いで自分とは違う考えが聞ける」、「本来の自分をさらけ出せる」、「普段できない事に挑戦できる」などの声があった。		推進	青少年育成課
3	2		子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	2,153回/年	C	野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館において、自然・科学体験等プログラムを実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策による利用制限や設備等改修に伴う休館・一部休所の期間があったことから、目標の実施回数を下回ったが、前年度(1,745回)より増加している。 全ての施設において、新型コロナウイルスの影響を大きく受けたが、野島青少年研修センターの場合、緊急事態宣言中の学校団体等宿泊行事が相次ぐキャンセルに伴い、9月の利用稼働率は7.1%に下がるなど、繁忙時期とコロナ制限の時期が重なった影響も大きい。 また、こども科学館では天井改修工事のため11月から1月まで全館休館しており、その間出張教室やオンライン教室を実施していたが、現地での集合教室は実施できなかった。 こども自然公園青少年野外活動センターにおいても、宿泊棟ウッドデッキ改修工事に伴い、12月から3月中旬まで日帰り利用のみとなる制限が生じた。 今後は各施設において、利用者ニーズへの柔軟な対応や感染状況を踏まえた即応により、体験プログラムを積極的に提供していく。	363,677千円	A	事業者は、「コロナ禍の影響及び(改修に伴う)休館により目標を下回ってしまったが、インターネットを活用した新たなプログラムを立ち上げ、体験の普及・振興を行うことができた」と評価している。 科学館利用者アンケートでは、「また利用したい」の回答が97%であった。 その他の施設においては、「日帰り利用になったが、日常では体験できないことを経験させてもらった」「コロナ禍の中、利用できたことが満足だった」「様々な要望にも対応・理解いただき、気持ちよく利用することができた」などの声を利用者から得られており、青少年の体験活動機会を充実させることができている。		推進	青少年育成課
5	2		青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	39,260人(5か年)	10,947人(2か年) (R3年度6,354人)	C	(公財)よこはまユースや青少年育成センター等が実施する、市民や青少年指導者向けの研修・講座の実施により、青少年育成に係る普及啓発及び人材育成を推進した。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、300~400人規模で行う横浜市青少年指導員研修会やさくらリビングでの保護者セミナーを中止したり、エンパワメントセミナー等集合型研修は会場の定員数を減らして開催したため、目標の参加者数を下回っている。 緊急事態宣言発令期間中は、実地演習を目的とする集合型のボランティア養成研修等は中止判断せざるを得ず、ボランティア活動の受入についても受け入れ先や機会の減少により、目標人数を下回っている。 なお、令和3年度の実績は、目標人数を下回ったが、前年度(4,593人)より増加している。	280,683千円	B	事業者は「新型コロナウイルスの影響により、参加者数は減少したが、会場とインターネットを併用したハイブリッド形式の研修を充実させて実施するなどにより、参加者満足度は高く、新たな受講者獲得にもつながった。対面ではできない実地プログラムなどもあるが、利用者ニーズに対応しながら、内容に応じて開催方法を工夫しながら実施していきたい。」と意見がありました。 参加者からは、「コロナ禍でなかなか交流や意見交換ができていなかったため、さらに時間がほしいと思うほど有意義な時間だった」、「申し込み方法などの手続きに係るシステムが簡素で利用しやすかった」などの声があった。		推進	青少年育成課
6	2		青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	高校生世代を対象とした相談機関の紹介ポータルサイトの開設(「ふあんみつけ」)	B	青少年に効果的な広報・啓発方法として、高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」の運用を開始しました。	-	B	市民団体から掲載希望の意見があった。積極的に周知を進めていく。	推進	青少年育成課	

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

- これまでの主な取組
 - 若者自立支援機関等(青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾)における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組めました。また、コロナ禍においても、困難を抱える若者や家族への支援が途切れることがないようメール相談やオンラインを活用した居場所の提供などを行いました。
 - 生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区20か所(うち令和3年度拡充か所数:3か所)で実施しました。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の実施など、将来の自立に向けた基盤づくりを進めました。
- 取組による成果
 - 若者自立支援機関等での継続的な支援により、利用者のうち1,516人の方に本人の状態に応じた自立への改善がみられました。
 - 寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができました。また、寄り添い型学習支援事業により、将来の夢や高校進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。
- 今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)
 - 困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。
 - 青少年相談センター(ひきこもり地域支援センター)において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、健康福祉局と連携し、ひきこもり支援体制を強化することにより、切れ目なく全ての年代の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。
 - 寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすなど事業を拡充します。また、事業所から遠方に居住する児童や低学年児童等の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
1	3	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	-	1,516人/年	C	青少年育成課
2	3	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,830人(累計)	-	697人(累計)	C	青少年育成課

【進捗状況の凡例】

- A: 計画以上に進んでいる。
- B: 計画どおりに進んでいる。
- C: 計画より若干遅れている。
- D: 計画より大幅に遅れている。

【有効性の凡例】

- A: 市民生活を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
- B: 市民生活を向上させることができた。
- C: 市民生活を向上させることができたとは言えない。
- D: 市民生活を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	3		青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	-	988人/年	A	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、少人数での集団活動を実施したり、野菜販売やレストランでの接客等、社会参加体験の機会を作り、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。 また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	66,314千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人・家族ともに97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多かった。コロナ禍でもプログラムを継続したことに対する満足度が高かった。 また、青少年相談センターでは、感染対策をしっかりと行いながら事業を継続しただけでなく、外出プログラムや社会参加体験事業などにも力を入れることができたことと評価している。今後も社会参加体験先を増やしていく等、支援メニューの充実に努めていく。	推進	青少年相談センター
2	3		地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	-	868人/年	C	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対応方針に基づき、居場所の利用者を半数程度に制限したことで、地域ユースプラザ利用者は伸び悩んだが、前年度(722人)より増加している。なお、メール相談やオンラインを活用した居場所の実施、利用者へ通信を送付するなどの工夫で若者への支援を途切れることなく行った 令和3年度から試験的にご家族を対象とした事業や、施設見学会を実施するなど、ユースプラザを利用しやすくするための取組などを進めた。	136,216千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人96.7%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多かった。しかし、事業の周知度が不十分であるため、引き続き、広報・PRに努めていく。	推進	青少年相談センター
3	3		若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	-	1,206人/年	D	困難を抱える15歳から39歳の若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。 若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下で外出自体が減り、新規登録や継続相談が減少したと考えられる。 なお、令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、電話やオンラインを活用した相談やプログラムの実施したが、継続利用者からは来所相談のニーズの方が高く、状況に合わせて来所での相談を増やした。その一方で、就労訓練等は受入自粛を行うところが多かった。	46,670千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(大いに満足・満足・まあ満足)が9割以上と高い。 利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができていく。 利用者からは、スタッフがしっかり話を聞いてくれ、安心して相談ができた、自分ではできると自信が持てた、職場体験で不安が払拭され、前向きに考えられるようになったなどの声が聞かれている。 一方で、現在は2週間から1か月に一度の個別面談を行っているが、利用者によっては、もう少し頻度を高く相談したいという声もあるため、事業者は、相談枠と利用者の希望のバランスが課題と感じている。 また、事業者からは、コロナ禍の影響もあり、職場体験先の開拓が必要となっていることや、若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきという課題も挙げられた。	推進	青少年育成課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	3	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	-	480人/年	B	若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。 また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行った。 なお、令和3年度は、コロナ禍の影響を受け、若者サポートステーションの新規利用者及び継続利用者の総数は減っているが、利用者のうち生活困窮状態の若者の割合が増え続けているため、結果的に想定目標値に届いている。 生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、サポステでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきたい。	71,971千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(大いに満足・満足・まあ満足)が9割以上と高い。 利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。 事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。 一方で、複合的な課題や深刻な課題を抱えている利用者は、就労までの準備に時間を要するため、支援が長期化しやすいという課題も挙げられた。	推進	青少年育成課
5	3	よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	-	71人/年	C	長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施しました(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け就労準備支援事業等)。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県外移動を伴う短期合宿訓練の回数を縮減し、市内で行う通所型訓練を実施しました。	37,166千円	B	参加者からは、「事業に参加したことで、チャレンジすることの大切さや分かった。今後はそれを忘れずにより精進していきたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。 事業者は、「利用者が当事業を通して、生活スキルや社会スキルを身に付けることができている」と評価している。	推進	青少年育成課
6	3	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	-	20か所	A	保護者の疾病や生活困窮状態にある家庭など、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、18区20か所で寄り添い型生活支援事業を実施した(令和3年度拡充か所数:3か所)。 手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。 また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	230,528千円	A	事業者アンケートにおいて、利用者のうち約9割の児童に改善が見られている。 また、寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。その一方で、対象児童が遠方に居住していたり、保護者からの理解を得られず通えないという課題も挙げられた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分はずっと頑張っていて、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれている。	推進	青少年育成課
7	3	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	270,142千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感している」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
8	3	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	C	7箇所で拠点運営を実施しました。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。 また、通年実施が始まった青葉区の拠点では、中高生世代が地域課題の解決やまちの魅力を向上するプロジェクトを立ち上げました。地域住民と協力してプログラムを実施することで、多世代との交流を通してコミュニケーション力や協働力が身につく、地域の担い手育成につながる取組みとなっています。	121,202千円	B	事業者は「新型コロナウイルスにより、利用者が減ることもあったが、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。」「地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。その一方で、拠点から遠くに住む青少年も参加しやすい体験機会の提供が課題として挙げられた。 利用する青少年からは「プログラムに参加して達成感がある」、「安心できる場所」、「色々な年齢層との話し合いで自分とは違う考えが聞ける」、「本来の自分をさらけ出せる」、「普段できない事に挑戦できる」などの声があった。	推進	青少年育成課
9	3	身近な地域に向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	-	620回/年	A	区役所等の身近な地域に向いた相談を実施したほか、ひきこもり等の若者の置かれている現状等について理解を深めるセミナー・相談会を全区で開催した。また、学校SSWや教育事務所等との連携促進を図ったほか、関係機関のケース会議等に出席し助言を行う等、支援機関のバックアップ等に努めた。	-	A	区役所における専門相談について、利用者からは、「身近な区役所で相談できるので利用した」との声があった。地域ユースプラザ相談員等からは、「専門相談のために区役所に出張していることをきっかけに、区福祉保健センターをはじめとした支援機関と連携が一層行えるようになった」と評価している。 18区で実施した「ひきこもり等困難を抱える若者支援セミナー・相談会」では、ひきこもりから回復した方の経験談やセミナー後に施設見学を実施するなど工夫を行った。利用者アンケートでは、「満足」「やや満足」と回答した方が88.6%と高かった。	推進	青少年相談センター
10	3	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	-	391回/年	A	青少年相談センターでは、若者自立支援に携わる職員や関係機関向けの支援技術の向上を図るため若者相談支援スキルアップ研修を実施したほか、区役所等が主催する困難を抱える若者支援をテーマとした研修会等において、青少年相談センター職員講師派遣を行った。 地域ユースプラザでは、オンラインを併用した地域支援連絡会を実施する等、地域の関係機関や区役所との連携及びネットワーク作りを進めた。	-	B	支援者向けのスキルアップ研修では、初めて動画配信による研修を実施したところ、平日では参加不可能な方など申込が多数に及んだ。今後も参加しやすい実施方法やアンケートを踏まえたメニューの実施など、満足度を高められるよう努めていく。 地域ユースプラザが主催する地域若者支援連絡会の参加者からは、「参加した支援機関と意見交換ができて有意義だった。」との声をいただいた。	推進	青少年相談センター